

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年3月7日（金）午後1時30分
2. 閉会日時 令和7年3月7日（金）午後2時40分
3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室
4. 出席委員
1番 小野 真一 2番 市川 博 3番 清水 哲治
4番 杉谷 孫司 5番 南 喜久治 6番 後呂 豊
7番 尾崎 義治 8番 福田 博保 9番 鈴木 隆文
10番 木戸 孝 12番 山本 孝一 13番 柏木 彰文
14番 大平 倫生
5. 欠席委員 11番 藤原 久恵
6. 事務局
局長 古守 繁行 係長 柳原 克彰 主査 森 有輝
主事 赤井 志央 主事 古谷 亨弘
7. 議事日程
開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第 7号 農地法第5条の規定による許可について
報告第 8号 農地使用貸借の合意解約について
報告第 9号 農地の形状変更について
報告第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による
農用地貸付先の変更について
報告第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による
農用地貸付先の決定について
議案第10号 農地法第3条の規定による許可について
議案第11号 農地法第5条の規定による許可について
議案第12号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について
議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による
農用地利用集積等促進計画の案について
その他

8. 会議の概要

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から3月の農業委員会を開催させていただきますと思います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただ

きまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、11番の藤原久恵委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんに出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。2番の市川博委員と8番の福田博保委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願いたします。

2番委員 はい。
8番委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第7号 農地法第5条の規定による許可について事務局より報告願います。

係長 はい。報告第7号 農地法第5条の規定による許可についてご報告いたします。令和7年2月7日付けで許可相当の議決をいただきました件につきまして、白浜町農業委員会の会長に対する事務委任規則第3条に基づきご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇で、タンク置場です。2月25日付けで和歌山県農業会議より許可相当の答申があり2月27日付で許可書を交付しています。

続きまして、議案書の2ページをお願いいたします。番号2。申請地は〇〇外2筆で、タンク置場です。2月25日付けで和歌山県農業会議より許可相当の答申があり2月27日付で許可書を交付しています。

続きまして、議案書の3ページをお願いいたします。番号3。申請地は〇〇で、タンク置場です。2月25日付けで和歌山県農業会議より許可相当の答申があり2月27日付で許可書を交付しています。

続きまして、議案書の4ページをお願いいたします。番号4。申請地は〇〇で、タンク置場です。2月25日付けで和歌山県農業会議より許可相当の答申があり2月27日付で許可書を交付しています。以上ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第7号につきましては、会長に対する事

務委任規則第 3 条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、報告第 8 号 農地使用貸借の合意解約について事務局から説明願います。

係長 はい。報告第 8 号 農地使用貸借の合意解約についてご報告いたします。議案書の 5 ページをお願いいたします。番号 1。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため。令和 7 年 1 月 29 日解約したものです。

続きまして、議案書の 6 ページをお願いいたします。番号 2。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため。令和 7 年 2 月 13 日解約したものです。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

〇〇委員 1 番の農地ですが、借りてから一度も耕作せずに放置しているため、耕作放棄地のようになっています。農業公社からも注意していただきましたが、改善が見られません。この方は、条件の良い農地は作付けしているのですが、条件の悪い農地は放置して、新しい農地を次々と借りています。また、地元では耕作放棄地の草刈りなどをしてはいますが、この方の農地には手が出せませんでした。今後、農地を返還する際には、草刈りをしてもらうように徹底してもらいたいと思います。

係長 はい。承知しました。

〇〇委員 こちらから注意しても聞かないのではないですか。

〇〇委員 この付近で、この方が昨年作付けして、放置している農地が 3 箇所ほどあり、同じような状態になりつつあるので、心配しています。農地を借りる方には、農地を返還するときの最後の責任をきちんとしてもらいたいと思います。

係長 別件ですが、昨年秋に似たような案件がございまして、その時は、農業公社と相談して、合意解約する前に草刈りをして返還するように指導しました。同じような案件をご報告いただきましたら、農業公社と相談して対応していきたいと思えます。

〇〇委員 借りてからあまり手を付けていない農地が他にもあるのですね。同じような農地がどの程度あるのか、一度調べていただきたいと思えます。

係長 はい。承知しました。

〇〇委員 地元の方が農業をするのであれば、地元で迷惑がかかるなどの思いがあるので、きちんとすると思うのですが、他の地域から農業をしに来られている場合、この方のように、農業を一生懸命しても、新しい良い農地が出たら、次々と借りていくような計画性の無さは問題だと思います。

〇〇委員 最近の制度変更で、原則、農業公社を通した農地の貸借になると思うのですが、農地の貸借の設定は誰がするのですか。農業委員会の事務局が借り手を探して決定するのですか、それとも農業公社が決定するのですか。

係長 これまでは、農業公社からJAに依頼して、JAの担当者が貸借の設定をしていました。

議長 本件の農地ですが、草が生えた状態で返還するのですか。

〇〇委員 現状は、セイタカアワダチソウが生えた状態です。

議長 農地を貸した人は、その状態で納得するのですか。

〇〇委員 貸した人は、地元に住居していません。ただ、そもそもこの農地では以前耕作していた方が敷いたマルチシートがそのまま残っている状態で、今の耕作者の方が借りています。

〇〇委員 それは借りた人が悪いのではないですか。農地を借りる人の審査が必要だと思います。

〇〇委員 この方は、新しく農業を始めた人なので、農地が欲しくて、最初は条件が悪い農地から始めたという点で、気の毒なことではあるかと思います。

〇〇委員 自分の地区では、他の地域に住居している方ばかりなので、収穫を終えたら春まで耕耘しないという方が多く、大変迷惑しています。

議長 農地を借りるのであれば、次の人が耕作できる状態で返還すべきだと思います。そのことについて、きちんと指導していただきたいと思います。

係長 はい。承知しました。

〇〇委員 白浜町で、農業公社を通した農地の貸借をする場合、実質的な事務をするのは、農業委員会ですか。

局長 農業委員会ではなく、白浜町になります。兼務辞令が発令されていますので、白浜町職員の立場で事務を行っています。

〇〇委員 あらかじめ借り手が決まっているならともかく、決まっていないのであれば、その農地の近辺で借りる人がいないか、一度聞いてみて欲しいと思います。

係長 はい。その場合は、委員の皆さんとご相談させていただきたいと思います。

議長 それでは、農地を借りる場合は、次の人が耕作できる状態にして返還するように指導していくということで、報告第8号につきましては、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、報告第9号 農地の形状変更について事務局から説明願います。

係長 はい。報告第9号 農地の形状変更についてご説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇で、地目は台帳が田、現況が畑、面積は〇〇㎡です。申請人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。約30センチから40センチの農地の嵩上げです。申請理由は当該地は耕作放棄の状態の水田に戻すことは難しいほか、水利に難があることから、盛土のうえ梅畑にしたいと考えたため、届け出ましたとのことです。以上、報告いたします。

議長 事務局からの報告を終わります。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第23号につきましては、申請通り了承とさせていただきます。続きまして、報告第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地貸付先の変更について事務局より報告願います。

係長 はい。報告第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地貸付先の変更についてご報告いたします。議案書の8ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇で、現況地目は畑、面積は〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、新貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和14年4月30日までの使用貸借権の設定で、利用目的は野菜・花卉栽培です。以上、報告いたします。

議長 事務局からの報告を終わります。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

〇〇委員　　ここは、石が多くて農地としては適しておらず、以前借りていた方も農地として利用していなかったかと思いますが、貸付先が変更になった経緯などについては事務局で把握しているのでしょうか。

係長　　以前借りていた方は、イチゴ農園のハウス栽培を主にしていますが、イチゴ農園の方が忙しくなり、この農地で農業をするのは難しくなったため、農地を返したいと相談があり、農業公社で合意解約を進めていく中で、新しく借りる方が決まったという次第でございます。したがって、石が多いために農業ができなかったという話ではなかったと思います。

〇〇委員　　以前、〇〇がこことその右隣の農地を借りて畑にしようとしたときに、石が多いために断念したという話を聞いたことがあります。借りていた方は、農地の管理はきちんとしてくれていたので、地域としては良かったと思うのですが、ここで農業ができるのかなということが心配しているところです。ただ、農業委員会としては問題ないかと思います。

議長　　それでは、報告第 10 号につきましては、会長に対する事務委任規則第 3 条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、報告第 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地貸付先の決定について事務局より報告願います。

係長　　はい。報告第 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地貸付先の決定についてご報告いたします。議案書の 9 ページをお願いいたします。番号 1。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の決定で、和歌山県の許可日から令和 7 年 11 月 30 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は水稻栽培です。以上、報告いたします。

議長　　事務局からの報告を終わります。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員　　意見なし。

議長　　ご意見ご質問がないようですので、報告第 11 号につきましては、会長に対する事務委任規則第 3 条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可について上程いたします。3 件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長　　はい。議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可についてご説明いたします。

議案書の10ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は譲渡人においては、当該地を相続により取得しましたが、遠方に住んでおり耕作できないことから、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地で野菜を耕作したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の11ページ、12ページをお願いいたします。番号2。対象地は〇〇外2筆で、地目は台帳、現況ともに〇〇が畑、それ以外が田、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は譲渡人においては、当該地を相続により取得しましたが、農業を営んでおらず手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、譲渡人から相談があり、農業経営を拡大させたいと考えていたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の13ページをお願いいたします。番号3。対象地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は譲渡人においては、当該地を相続により取得しましたが、遠方に在住しており、維持管理が困難であることから贈与したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地は自宅の隣接地であり、野菜を作付けする等耕作したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力・技術」などがございます。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 2番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 3番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 10 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可について上程いたします。事務局より説明願います。

係長 はい。議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の 14 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います居住用住宅建築のための転用申請です。申請理由は譲渡人については、当該地は子が居宅を建築するため、本申請に至りましたとのことで、譲受人については、当該地は譲受人から贈与を受けて居宅を建築したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、水利組合の同意が添付されています。隣接農地として、〇〇、台帳地目「畑」がありますが、平成 13 年 6 月に農地法第 5 条の許可により所有権移転しており、現況「雑種地」ですので、同意書の添付は求めています。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、農地法第 5 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局からの説明を終わります。本件につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 11 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 12 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。なお、1 番から 3 番と 6 番は、〇〇委員が当事者でございますので、まず、それ以外につきましてご審議いただきたいと思っております。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 12 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用

集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の15ページから17ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は14件、23筆で、面積は合計〇〇㎡となっております。また、1番から5番と7番、8番が使用貸借権、6番と9番から14番が賃貸借権の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うことになっております。

続きまして、詳細についてご説明いたします。議案書の21ページをお願いいたします。番号4。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年4月1日から3年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の22ページ、23ページをお願いいたします。番号5。申請地は〇〇外2筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年4月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の25ページをお願いいたします。番号7。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年4月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の26ページをお願いいたします。番号8。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年4月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の27ページをお願いいたします。番号9。申請地は〇〇外2筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和7年4月1日から2年11カ月間の賃貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の28ページをお願いいたします。番号10。申請地は〇〇外1筆で、現況地目はいずれも田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和7年4月1日から2年11カ月間の賃貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の29ページをお願いいたします。番号11。申請地は〇〇外1筆で、現況地目はいずれも田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和7年4月1日から2年11カ月間の賃貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の30ページをお願いいたします。番号12。申請地は〇〇外1筆で、現況地目はいずれも田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和7年4月1日から2年11カ月間の賃貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の31ページをお願いいたします。番号13。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇

〇の〇〇です。令和7年4月1日から2年11カ月間の賃貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の32ページをお願いいたします。番号14。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和7年4月1日から2年11カ月間の賃貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。4番、5番、7番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 8番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 9番から14番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第12号の4番、5番、7番から14番につきまして、計画の決定を承認いたします。続きまして、議案第12号の1番から3番と6番についてご審議いただきたいと思っております。〇〇委員が当事者となっておりますので、退席をお願いいたします。～〇〇委員、退席した。～それでは、事務局より説明願います。

係長 はい。議案第12号の1番についてご説明いたします。議案書の18ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇外1筆で、現況地目はいずれも田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年4月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻・野菜栽培です。

続きまして、議案書の19ページをお願いいたします。番号2。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和7年4月1日から2年11カ月間の賃貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年4月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲・野菜栽培です。

続きまして、議案書の20ページをお願いいたします。番号3。申請地は〇〇外1筆で、現況地目はいずれも田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年4月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲・野菜栽培です。

続きまして、議案書の24ページをお願いいたします。番号6。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年4月1日から10年間の貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番から3番と6番につきましては、〇〇区・〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第12号の1番から3番と6番につきまして、計画の決定を承認いたします。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員、着席した。～

続きまして、議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について上程いたします。なお、12番については〇〇委員が当事者でございますので、まず、1番から11番につきましてご審議いただきたいと思っております。事務局から説明願います。

係長 はい。農地中間管理事業による和歌山県農業公社経由の貸借につきましては、これまで議案第12号のとおり、市町村が、「農用地利用集積計画」を定めることとなっておりましたが、「地域計画」策定後は、農地中間管理機構である県農業公社が、「農用地利用集積等促進計画」を定め、和歌山県知事の認可を受けることとなります。その「促進計画」を県農業公社が定めるにあたり、市町村に「計画案」の提出等の協力を要請されておりました。市町村は農業委員会の意見を聴いて、「計画案」を提出することになります。そのため、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。

それでは、議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画の案についてご説明いたします。議案書の33ペー

ジから 35 ページをお願いいたします。促進計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は 12 件、26 筆で、面積は合計〇〇㎡となっております。また、全て使用貸借権の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うことになっています。

続きまして、詳細についてご説明いたします。議案書の 36 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 7 年 5 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 37 ページをお願いいたします。番号 2。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 7 年 5 月 1 日から 2 年 11 カ月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 38 ページをお願いいたします。番号 3。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和 7 年 5 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 39 ページをお願いいたします。番号 4。申請地は〇〇外 3 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和 7 年 5 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 40 ページをお願いいたします。番号 5。申請地は〇〇外 2 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和 7 年 5 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 41 ページ、42 ページをお願いいたします。番号 6。申請地は〇〇外 2 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 7 年 5 月 1 日から 6 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 43 ページをお願いいたします。番号 7。申請地は〇〇外 1 筆で、現況地目はいずれも田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 7 年 5 月 1 日から 6 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 44 ページをお願いいたします。番号 8。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 7 年 5 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 45 ページをお願いいたします。番号 9。申請地は〇〇外 5 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和 7 年 5 月 1 日から 2 年 5 カ月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻・野菜栽培です。

続きます。議案書の46ページをお願いいたします。番号10。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年5月1日から5年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きます。議案書の47ページをお願いいたします。番号11。申請地は〇〇外1筆で、現況地目はいずれも田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年5月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番、2番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 3番、4番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 5番から8番につきましては、〇〇区、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 5番と8番については、異議ございません。6番と7番については、農地の管理について、耕作している方と話をしなければいけない状態ですので、来月まで保留していただきたいと思います。

議長 〇〇委員より、6番と7番についてご意見がございました。では、6番と7番については、今回審議を保留とし、来月までに耕作している方の今後の意向も確認するとともに、また審議したいと思います。続きます。9番について、〇〇区、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 10番は、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 11番は、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議はございませんが、秋にはきちんと耕すように徹底してもらいたいと思います。

係長 はい。承知しました。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 13 号の 6 番、7 番につきましては、今回保留とさせていただきます、1 番から 5 番、8 番から 11 番につきましては、計画の案を承認いたします。続きまして、議案第 13 号の 12 番についてご審議いただきたいと思います。〇〇委員が当事者となっておりますので、退席をお願いいたします。～〇〇委員、退席した。～それでは、事務局より説明願います。

係長 はい。議案第 13 号の 12 番についてご説明いたします。議案書の 48 ページをお願いいたします。番号 12。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 7 年 5 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。12 番は、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議はございませんが、先ほど述べたように秋にはきちんと耕すようにしてもらいたいと思います。

〇〇委員 この土地を耕作している方は、きちんと農業をされる方ではありますが、田植えを初めてから終わるまで 1 ヶ月近くかかっています。作業の工程であまりにも時間がかかり過ぎているので、水を使うときに、もめないか心配しています。ただ、この地域で農地を貸す場合には、この方に貸すように言うことが多いので、異議というほどではありませんが、農業公社へもっと工夫するようにしていただきたいと思っています。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第13号の12番につきまして、計画の案を承認いたします。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員、着席した。～以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

係長 はい。
 ～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について、依頼した。
～
 ～令和6年度後期分報酬の支払いについて、説明した。～

議長 他に何かご意見等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和7年4月11日（金）午後1時30分から富田事務所 2階 会議室での開催を予定しております。
 それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
 ～大平会長は、午後2時40分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。